

「京急プレミアムポイント クレジット会員特約〔DC〕」改正案の新旧対照表（改正部分赤字）

改正案	現行
（2021 年 6 月 1 日改定）	
第2条（ポイントサービス） 1. ポイントサービスとは、当会員が、本カードにより商品もしくは権利を購入した際、またはサービスの提供を受ける際に、その利用金額に応じて当社から付与されるポイントによって、「ポイント規約」に定める「京急プレミアムポイント加盟店」（以下「加盟店」といいます。）で利用できる京急プレミアムポイント券（以下「ポイント券」といいます。）と引き換えることができる制度です。	第2条（ポイントサービス） 1. ポイントサービスとは、当会員が、本カードにより商品・権利の購入、サービスの提供を受ける際に、その利用金額に応じて当社から付与されるポイントによって、当会員が当社所定の当社グループ各社で利用できるお買物券（以下「ポイント券」といいます。）を受けることができる制度です。
第3条（クレジットポイント） 1. クレジットポイントは「ポイント規約」第4条および第5条に定める方法とは別に、毎月15日に三菱UFJニコス所定の方法によって締め切られたカード利用代金（諸税などを含めた金額）に応じて当月内の所定の日には本人会員に付与されます。	第3条（クレジットポイント） 1. クレジットポイントは「ポイント規約」第3条に定める方法とは別に、毎月15日に三菱UFJニコス所定の方法によって締め切られたカード利用代金（諸税などを含めた金額）に応じて当月内の所定の日には本人会員に付与されます。
第6条（ポイントの付与日） 1. クレジットポイントについては、毎月15日に三菱UFJニコス所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当月内の所定の日には本人会員に付与され、当該付与日から有効になります。 2. 基本ポイントの付与日については、「ポイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。	第6条（ポイントの付与日） 1. クレジットポイントについては、毎月15日に三菱UFJニコス所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当月内の所定の日には本人会員に付与され、当該付与日から有効になります。 2. 基本ポイントについては、「ポイント規約」第7条の内容が適用されるものとします。
第8条（ポイントの有効期間） ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第5条第4項の定めにより、ポイントを付与した日から2年間です。	第8条（ポイントの有効期間） ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第7条の定めにより、ポイントを付与した日から2年間です。
第13条（会員資格の喪失） 2. 「ポイント規約」第11条（2）に定める「最後のポイント付与日またはポイント券の発行日のいずれか遅い日から2年経過したとき」に関しては、本カードには適用されないものとします。	第13条（会員資格の喪失） 2. 「ポイント規約」第11条第1項に定める「最後のポイント付与日またはポイント券の発行日のいずれか遅い日から2年経過したとき」に関しては、本カードには適用されないものとします。

第15条（変更・改定・廃止など） 1. 当社は以下の場合に、本特約を変更することができます。 （1）本特約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。 （2）本特約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2. 当社は前項による本特約の変更にあたり、事前に、本特約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を当社ホームページ（京急プレミアムポイントweb）に公表する方法その他当社が適切と考える方法により、会員に周知いたします。	第15条（変更、改定、廃止など） 1. 本特約に記載された内容は予告なく変更・改定または廃止する場合があります。この場合、当社は、当社ホームページまたは加盟店の店頭への掲示その他当社が適切と考える方法により、会員に通知させていただき、その後にカード利用があった場合は本内容を承認したものとみなします。 2. ポイントサービスの内容は日本国内の法令のもとに規制されることがあります。
--	---